

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第三十七条　（略）	（第一種特定製品整備者の充填の委託義務等）	（第一種特定製品整備者の充填の委託義務等）
第三十七条　（略）	3 第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第六項及び第八項において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従つて行わなければならない。	3 第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従つて行わなければならない。
第三十九条　（略）	4 （略）	4 （略）
第三十九条　（略）	（第一種特定製品整備者の引渡義務等）	（第一種特定製品整備者の引渡義務等）
第三十九条　（略）	3 第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第六項、次条第一項、第四十六条、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十九条第一項及び第二項、第六十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六十九条第一項及び第五項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条第二項、第七十三条第二項及び第四項並びに第七十五条において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただ	3 第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第六項、次条第一項、第四十六条、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第五十九条第一項及び第二項、第六十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六十九条第一項及び第五項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条第二項、第七十三条第二項及び第四項並びに第七十五条において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただ

し書の規定によるフロン類の回収を行うに当たつては、第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従つて行わなければならない。

456 (略)

(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)

第四十一条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

(特定解体工事元請業者の確認及び説明等)

第四十二条 建築物その他の工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負つたものを除く。以下この項及び第九十二条第一項において「解体工事」という。）を発注しようとする第一種特定製品の管理者（以下の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）を発注しようとする第一種特定製品の管理者（以下この条及び第一百条第一項第一号において「特定解体工事発注者」という。）から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。）を営む者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

し書の規定によるフロン類の回収を行うに当たつては、第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従つて行わなければならない。

456 (略)

(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)

第四十一条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

(特定解体工事元請業者の確認及び説明)

第四十二条 建築物その他の工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）を発注しようとする第一種特定製品の管理者（以下の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）を発注しようとする第一種特定製品の管理者（以下この条及び第一百条第一項第一号において「特定解体工事発注者」という。）から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。）を営む者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

			3   2
		(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)	(略)
4   7	(略)	第四十三条 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類充填回収業者に次に掲げる事項を記載した書面（第三項及び第一百五条において「回収依頼書」という。）を交付しなければならない。	特定解体工事発注者は、第一項の規定による書面の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
	1   4	(略)	2
3	第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合（当該フロン類の引渡しに当たつて当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面（以下この条、次条第一項及び第一百五条において「委託確認書」という。）を交付しなければならない。	(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)	
4   7	(略)	1   4 (略)	2 (新設) (略)
	3	第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。	第四十三条 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類充填回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(引取証明書)

第四十五条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取つたときは、フロン類の引取りを証する書面（以下この条、次条及び第一百五条において「引取証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取つたときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付するとともに、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書の写しを交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該送付をした引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、前二項の規定による引取証明書の交付又は送付を受けたときは、当該引渡しが終了したことと当該引取証明書により確認し、かつ、当該引取証明書を当該交付又は送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の交付若しくは送付を受けないと、又は第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところ

(引取証明書)

第四十五条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取つたときは、フロン類の引取りを証する書面（以下この条において「引取証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取つたときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該送付をした引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しが終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項の規定による引取証明書の交付若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないと、又は第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引

により、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の写しの交付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 (略)

(第一種特定製品の引取り等)

第四十五条の二 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品

の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け（以下「引取り等」という。）を行おうとする者（以下「第一種特定製品引取等実施者」という。）に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者（第一種フロン類充填回収業者である者に限る。）に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付しなければならない。

3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存し

取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 (略)

(新設)

4| なければならぬ。

が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行つてはならない。

(勧告及び命令)

第四十九条 (略)

第五十一条 (略)

第五十二条 (略)

第五十三条 (略)

第五十四条 (略)

都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者が第四十五条の二の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(再生証明書)

第五十九条 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行つたときは、フロン類の再生を行つたことを証する書面（以下この条において「再生証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取つた第一種フロン類充填回収業者に当該再生証明書を送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類再生業者は

4| なければならない。

(勧告及び命令)

第四十九条 (略)

第五十条 (新設)

第五十一条 (略)

第五十二条 (略)

第五十三条 (略)

都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(再生証明書)

第五十九条 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行つたときは、フロン類の再生を行つたことを証する書面（以下この条において「再生証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取つた第一種フロン類充填回収業者に当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類再生業者は

2	（略）	2	（略）	2
3	（略）	3	（略）	3
4	（略）	4	（略）	4
2	（略）	2	（略）	2
3	（略）	3	（略）	3
4	（略）	4	（略）	4

、当該再生証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の送付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の送付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

、当該再生証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の送付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 当該フロン類を第四十四条第一項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて引き取った場合 当該第一種特定製品廃棄等実施者

3 当該フロン類を第四十四条第一項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から引き取った場合 当該第一種特定製品廃棄等実施者

#### （破壊証明書）

第七十条 フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面（以下この条において「破壊証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者に当該破壊証明書を送付しなければならない。この場合において、当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

#### （破壊証明書）

第七十条 フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面（以下この条において「破壊証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者に当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において、当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

#### （勧告及び命令）

第七十三条 （略）

第七十三条 （略）

4 主務大臣は、前三項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又はフロン類破壊業者が、

4 主務大臣は、前三項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又はフロン類破壊業者が、

正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(第一種フロン類充填回収業者の費用請求等)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行つたときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

(略)

5 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者は、前二項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

第四章 雜則

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

第八十八条 第二種特定製品が搭載されている自動車（使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。第九十三条第一項及び第一百条第一項第一号において同じ。）の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たつては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従つて行わなければならない。

(報告の徴収)

第九十一条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、フロン類若しくは

正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(第一種フロン類充填回収業者の費用請求等)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行つたときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

(略)

5 第一種特定製品の整備の発注者は、前二項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

第四章 雜則

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

第八十八条 第二種特定製品が搭載されている自動車（使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。第九十三条第一項及び第一百条第一項第一号において同じ。）の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たつては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従つて行わなければならぬ。

(報告の徴収)

第九十一条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、フロン類若しくは

指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九条第一項及び第九十三条第一項において同じ。）、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九条第一項において同じ。）又はフロン類破壊業者に対し、フロン類若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関する報告を求めることができる。

（立入検査）

第九十二条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所、第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2 · 3 （略）

（資料の提出の要求等）

第九十三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又はフロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整

指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。同項及び同条において同じ。）又はフロン類破壊業者に対し、フロン類若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関する報告を求めることがができる。

（立入検査）

第九十二条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2 · 3 （略）

（資料の提出の要求）

第九十三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又はフロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整

			備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、特定解体工事元請業者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
2	都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができる。		
	(協議会)		
第九十九条の二	都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するためには、必要な措置について協議するための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。	第九十九条の二	都道府県知事のほか、フロン類若しくはフロン類使用製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者を構成員とする団体その他の都道府県知事が必要と認める者をもつて構成する。
3	協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。	3	
4	前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定める。	4	

		備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、特定解体工事元請業者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。	
		(新設)	
	(主務大臣等)		
第一百条	この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。	第一百条	この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。
一	第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項並びに特定解体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る	一	第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項並びに特定解体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る

第九十三条第一項の規定による資料の提出の要求に関する事項

環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

二

第九条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十条に規定する指導及び助言、第十一条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条第一項の規定による資料の提出の要求（第二章第二章第一節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項

三 経済産業大臣

第十二条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十三条第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十三条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令、第十四条の規定による告示、第十五条第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十五条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条第一項の規定による資料の提出の要求（第二章第二節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 当該指定製品の製造業者等が行う指定製品の製造等の事業を所管する大臣

2 四 （略）

この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

一（三）（略）

四 第四十二条第一項及び第三項並びに第八十八条の主務省令 環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令

第九十三条の規定による資料の提出の要求に関する事項 環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

二

第九条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十条に規定する指導及び助言、第十一条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条の規定による資料の提出の要求（第二章第二節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項

三 経済産業大臣

第十二条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十三条第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十三条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令、第十四条の規定による告示、第十五条第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十五条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条第一項の規定による資料の提出の要求（第二章第二節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 当該指定製品の製造業者等が行う指定製品の製造等の事業を所管する大臣

2 四 （略）

この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

一（三）（略）

四 第四十二条第一項及び第八十八条の主務省令 環境大臣、経

（権限の委任等）

第一百一条（略）

2 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（前章第一節及び第二節に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

第五章 罰則

第一百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第三項（第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三項、第四十九条第八項、第六十二条第五項又は第七十三条第四項の規定による命令に違反した者

二 第四十一条の規定に違反して、第一種特定製品の廃棄等を行つた者

三 第四十五条の二第四項の規定に違反して、第一種特定製品の引取り等を行つた者

第一百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項、第五十三条第三項又は第六十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十三条第一項又は第二項の規定に違反して、回収依頼書若しくは委託確認書を交付せず、又は同条第一項若しくは第二項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして回収依頼書若しくは委託確認書を交付した者

（権限の委任等）

第一百一条（略）

2 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第三章第一節及び第二節に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

第五章 罰則

第一百四条 第十一条第三項（第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三項、第四十九条第七項、第六十二条第五項又は第七十三条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

第一百五条 第三十一条第一項、第五十三条第三項又は第六十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第一百五条 第三十一条第一項、第五十三条第三項又は第六十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

三	第四十三条第三項の規定に違反して、回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを保存しなかつた者
四	第四十五条第三項の規定に違反して、引取証明書を保存しなかつた者
五	第五十四条の二第一項又は第二項の規定に違反して、引取証明書の写しを交付せず、又は回付しなかつた者
六	第五十五条の二第三項の規定に違反して、引取証明書の写しを保存しなかつた者

(新設)